

議 長 日程第5「議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について。

町長の提出説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。この条例は、松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例附則に規定されております延滞金の計算方法等についての条文が、上位法である租税特別措置法の規定を参照しており、同法の改正に伴いまして、文言に一部改正の必要が生じたために御提案させていただくものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。附則第6条中、現行、下線部分の「特例基準割合（当該年の前年に）」を、改正案では「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、現行の（規定により告示された割合）を、（に規定する平均貸付割合をいう）に改め、現行、（以下この項において「特別基準割合適用年」という。）を削り、現行の「当該特例基準割合適用年」を、「その年」に、1ページ目と2ページ目にまたがりますが、現行「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めます。

続きまして、第2条、後期高齢者医療に関する条例でございます。参考資料2ページ目でございますが、変更箇所につきましては、介護保険と同様でございますが、引用条文が違いますので、読み上げさせていただきます。附則第2項中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特別基準割合適用年」という。）」を削り、

「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を、「延滞金特例基準割合」に改めます。

条例本文にお戻りください。附則でございます。施行期日、1、この条例は令和3年1月1日から施行する。

経過措置、2、第1条の規定による改正後の松田町介護保険条例附則第6条の規定及び第2条の規定による改正後の松田町後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に応ずる延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

なお、今回の改正につきましては、計算方法等には変更がないことから、延滞金として計算される額への影響はないものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。